

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 中央卸売市場
不利益処分名	売買取引の制限
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例
根 拠 条 項	第50条第1項又は第2項
連 絡 先	(電話 628 - 2759 )
処 分 基 準	<p>第50条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。</p> <p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。</p> <p>(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 買受代金の支払を怠ったとき。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)